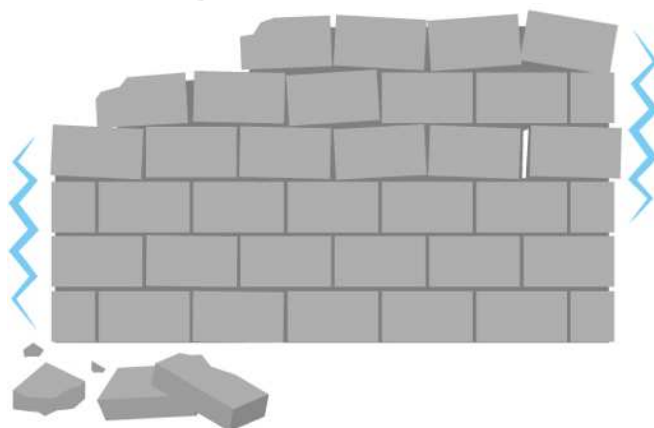


危険コンクリートブロック塀等

撤去費補助制度のご案内

危険なコンクリートブロック塀等の撤去工事にかかる費用の一部を補助します。



■ 補助の対象となる塀

コンクリートブロック塀等※¹で次の全てに該当するもの

- (1) 道路に面している塀, 又は避難地※²に隣接する塀 (避難地境界に接する部分に限る)
- (2) 事前相談※³による調査で危険と判断したもの

※¹ コンクリートブロック造, 石造, れんが造その他の組積造による塀のことをいう。

※² 市地域防災計画において, 指定避難場所に指定された学校, 公民館等をいう。

※³ 事前に補助金の交付対象となる事業に該当するか確認するため事前相談書の提出が必要です。

■ 補助の対象となる事業

危険コンクリートブロック塀等の全部又は一部※⁴の撤去

※⁴ 危険コンクリートブロック塀等の一部を撤去することによりその危険がなくなる場合に限る。

■ 補助の対象となる方

危険コンクリートブロック塀等の所有者

ただし, 次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- (1) 危険コンクリートブロック塀等が設置されている敷地で, 既にこの補助金の交付を受けたことがある方
- (2) 自ら撤去する方
- (3) 法人その他の団体

■ 補助金額

撤去工事にかかる費用の3分の2 と 撤去する面積に1平方メートル当たり6,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額。 (上限10万円)



■ 事前相談

補助金の交付対象となる事業に該当するか確認するため職員が事前に現地調査をします。

八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助事業事前相談書を提出してください。

現地調査の結果は、事前調査結果通知書によって所有者に通知します。

■ 申請受付期間

- ・令和7年5月15日（木）から令和7年11月28日（金）
- ・申請開始日（5月15日）に申請された方の申請書は全てお預かりし、抽選にて申請受付をさせていただきます方を決定します。なお、抽選は翌日8：30～八千代市役所建築指導課で公開にて行います。申請開始日の翌日以降（5月16日～）は、申請受付の締切日または予算上限に達するまで先着順で受付をします。予算がなくなり次第、受付終了となります。

※実績報告書提出期限：令和8年1月30日（金）

補助金の交付申請は、事前相談による調査後の事前調査結果通知書を受けてからとなります。

なお、申請受付状況は下記問合せ先に連絡をして確認してください。

■ 申請に必要なもの

- (1) 八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付申請書
- (2) 撤去工事に要する費用の見積書の写し及びその内訳書
- (3) 撤去する危険コンクリートブロック塀等に関する図面
- (4) 土地又は建築物の所有がわかる書類
⇒ 固定資産評価証明書（資産税課で取得できます）又は 登記事項証明書（法務局で取得できます）
- (5) その他市長が必要と認める書類

■ ご注意ください

- ・道路等に面していない隣地との境界にあるコンクリートブロック塀等の撤去工事は補助対象外です。
- ・申請前に契約や工事を実施してしまうと補助の対象となりませんので、必ず工事契約前に申請手続きを行なってください。
- ・発生した廃材は適正に処分する必要があります。見積り依頼の際に、処分報告書（マニフェスト）が必要である旨を業者に伝えてください。
- ・実績報告書提出期限を過ぎた場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ・生垣を設置する場合は、八千代市地域振興財団にて別途補助金の制度を用意してありますので、ご活用ください。

【問い合わせ先】 撤去の補助について

〒276-8501
千葉県八千代市大和田新田312-5
八千代市都市整備部建築指導課
TEL 047-421-6774（直通）

生垣設置の補助について

〒276-0046
千葉県八千代市大和田新田584-1
公益財団法人八千代市地域振興財団 緑化推進事務所
TEL 047-458-6446